

## 平成２０年度 第１回生駒市住居表示審議会会議録

- 1 日 時 平成２０年７月１０日（木） 午後２時～午後３時
- 2 場 所 生駒市役所 ４０１・４０２会議室
- 3 出席者  
〔市 長〕  
〔委 員〕 矢奥憲一委員、上原しのぶ委員、谷村淳子委員、濱村昌之委員、長沼靖夫委員、奥森 茂委員、森岡文夫委員、池田誠也委員、辻中賀代委員（順不同）  
〔事務局〕 今井正徳市民部長、山本博康市民課長、奥谷規子市民課長補佐、藤嶋真人市民課主査、高橋光春市民課係員
- 4 欠席者  
松本文治委員
- 5 会議公開について  
公開
- 6 傍聴者なし
- 7 配布資料  
（１）次第  
（２）生駒市住居表示審議会委員名簿  
（３）住居表示審議会にかかる内容等の説明資料  
（４）審議事項（３案件）にかかる内容の説明資料
- 8 審議事項  
諮問事項１ 生駒市上町地内の一部を新町（仮称・上町台）として設定することについて  
諮問事項２ 生駒市上町地内の一部を白庭台６丁目に編入し、あわせて住居表示を実施することについて  
諮問事項３ 生駒市上町地内の一部をあすか野北１丁目に編入し、あわせて住居表示を実施することについて

## 9 議事内容

### (1) 開会

### (2) 委員の紹介

事務局から委員、事務局職員の紹介。

### (3) 会長及び副会長の選任

委員の互選により、会長に池田誠也委員、副会長に奥森 茂委員が選任された。

### (4) 市長挨拶

### (5) 諮問書の提出

市長から池田会長に諮問書の提出

### (6) 住居表示審議会にかかる内容等の説明

(事務局説明)

#### ○ 過去の審議事例により説明

##### ① 町の区域の変更について

- ・ 業者による開発に伴う場合
- ・ 地域住民要請に伴う場合

##### ② 新町設定について

- ・ 業者による宅地造成開発の場合
- ・ 土地区画整理事業による開発の場合

##### ③ 住居表示の実施について

- ・ 街区番号と住居番号の付け方
- ・ 住居表示・土地区画整理実施状況
- ・ 住居番号の付番の方法について

### (7) 諮問事項の審議

諮問事項 1 生駒市上町地内の一部を新町（仮称・上町台）として設定することについて

(事務局説明)

○ 当該宅地開発区域については、生駒市東白庭土地区画整理組合の「土地区画整理事業」としてなされたもので、この新町設定については、土地区画整理組合の「要請書」と地元・上町自治会の「同意書」が提出されている。

○ 「上町台」という名称については、土地区画整理組合と地元・上町自治会の協議の結果、希望する名称として決定されたもので、市としても、地元・上町の名称に因んだものであり、これを尊重すべき名称と考える。

○ 新町の概要については、現況 174 筆、公簿面積 54,897.32㎡で、実測総面積 68,839㎡、計画戸数 243 戸、その他公園、緑地等である。

○ 新町の主たる用途は、第一種低層住居専用地域及び第一種住居地域となっている。

- 本件は土地区画整理事業によるため、登記上は、現在の地番は閉鎖され、新しく、1番地1、1番地2、…というように秩序だった地番に振り替えられ、この地番の連続性は住居表示の実施に匹敵するところとなることから、住居表示は実施することなく、地番による住所の表示となる。

(質疑)

Q 上町台の新地番については、土地区画整理事業により、地番の連続性が住居表示の実施に匹敵するということであるが、例えば、1番地1、1番地2、1番地3のところについては、1番地1と1番地2の間に1番地29があり、地番が飛んでいて連続性がないのではないか。

A 計画当初は、1番地1、1番地2、1番地3というように連続して並ぶように地番設定されていたが、最近、地権者の権利関係が発生したため、1番地2の区画が、1番地2と1番地29の2筆に分筆された。他にも同様の地番設定の場所があるが、同様の理由により分筆されている。

Q 住所の表示の設定についてであるが、例えば、1番地18と1番地37は、2筆で1区画ということであるが、この場合は住所の表示はどうなるのか。

A 住所の表示の連続性を保つため、この区画の場合は、1番地18が住所となる。

Q この区画の住民が1番地18ではなく、1番地37を希望した場合はどうなるのか。

A 住所の表示の連続性を保つため、できる限り1番地18を住所としていただくよう依頼する。

それでも、1番地37を強く希望される場合は、強制はできないため、1番地37が住所となる。

(結論)

生駒市上町地内の一部を新町(仮称・上町台)として設定することについては、原案のとおり可決する。

(今後の手続き)

- ① 生駒市住居表示審議会から答申をいただく。
- ② 生駒市議会9月定例会に、議案を提案し、議会の議決に付する。  
「町の区域及び名称の変更」について
- ③ 議会の議決を経て、奈良県知事へ届出
- ④ 奈良県知事の告示

(新町発足の日)

土地区画整理法第103条第4項の規定による奈良県知事の換地処分公告があった日の翌日(平成21年5月上旬頃の予定)

諮問事項２ 生駒市上町地内の一部を白庭台６丁目に編入し、あわせて住居表示を実施することについて

（事務局説明）

- 編入を希望される地域の「要請書」と白庭台自治会、上町自治会、双方の「同意書」が提出されている。また、地域の要請書には、居住者、地権者の署名、押印も添えられている。
- 当該諮問の区域にかかる面積は、５，５６９．２７㎡、４３筆、１８戸となっている。
- 以前から、地域住民は、白庭台自治会に賛助会員として実際に加入されている。
- 地理的にも白庭台６丁目に隣接し、主要道路も白庭台６丁目に通じている。
- 当該区域は、編入後は、白庭台６丁目に属するため、住居表示を実施し、街区番号は新しく４番を予定している。

（結論）

生駒市上町地内の一部を白庭台６丁目に編入し、あわせて住居表示を実施することについては、原案のとおり可決する。

（今後の手続き）

- ① 生駒市住居表示審議会から答申をいただく。
- ② 生駒市議会９月定例会に議案を提案し、議会の議決に付する。  
「住居表示を実施すべき市街地の区域及び当該区域における住居表示の方法（街区方式）」について
- ③ 議会の議決を経て、住居表示に関する法律第５条の２の規定により、「町の区域の変更（案）」の告示（３０日間）
- ④ 異議の申出がない場合、生駒市議会１２月定例会に議案を提案し、議会の議決に付する。  
「町の区域の変更」について
- ⑤ 議会の議決を経て、奈良県知事へ届出
- ⑥ 奈良県知事の告示
- ⑦ 住居表示実施の告示

（上町地内の一部を白庭台６丁目に編入並びに住居表示実施予定日）

平成２１年２月２日予定

諮問事項３ 生駒市上町地内の一部をあすか野北１丁目に編入し、あわせて住居表示を実施することについて

(事務局説明)

- 編入を希望される地域の「要請書」とあすか野自治会、上町自治会、双方の「同意書」が提出されている。また、地域の要請書には、居住者全員の署名、押印も添えられている。
- 当該諮問の区域にかかる面積は、599.82㎡、7筆、4戸となっている。
- 今回の編入については、地域住民の長年の希望であり、従来からコミュニティ活動は、あすか野北1丁目自治会に加入されており、地理的にも上町の住居区域とは離れている。
- 当該区域は、編入後は、あすか野北1丁目に属するため、あわせて住居表示を実施し、街区番号は11番に編入することを予定している。

(結論)

生駒市上町地内の一部をあすか野北1丁目に編入し、あわせて住居表示を実施することについては、原案のとおり可決する。

(今後の手続き)

- ① 生駒市住居表示審議会から答申をいただく。
- ② 生駒市議会9月定例会に議案を提案し、議会の議決に付する。  
「住居表示を実施すべき市街地の区域及び当該区域における住居表示の方法（街区方式）」について
- ③ 議会の議決を経て、住居表示に関する法律第5条の2の規定により、「町の区域の変更（案）」の告示（30日間）
- ④ 異議の申出がない場合、生駒市議会12月定例会に議案を提案し、議会の議決に付する。  
「町の区域の変更」について
- ⑤ 議会の議決を経て、奈良県知事へ届出
- ⑥ 奈良県知事の告示
- ⑦ 住居表示実施の告示

(上町地内の一部をあすか野北1丁目に編入並びに住居表示実施予定日)

平成21年2月2日予定

(8) 閉会